

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年12月1日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本写真協会

(2) 代表者の氏名

森谷 洋

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区大宮玄塚北東町10番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、アマチュア写真愛好家に対し、写真の知識や技術向上に関する事業及び写真芸術の振興を図り、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年11月20日

(文化市民局地域自治推進室)